

第20号議案

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和4年3月29日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会訓令第二号

文京区立幼稚園  
文京区立小学校  
文京区立中学校



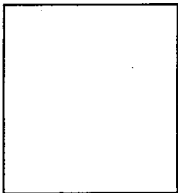

学校職員服務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月 日

文京区教育委員会

別記様式第三号を次のように改める。

（表）

	文京区職員証	
	氏 名	
	職員番号	
	生年月日	年 月 日
	上記の者は、本委員会の職員であることを証明する。	
	年 月 日	
	文京区教育委員会	

（裏）

注 意 事 項	
1	この職員証の記載事項は、訂正しない。訂正したものは、無効とする。
2	この職員証の有効期限は、年 月 日とする。
3	この職員証を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	その他この職員証の取扱いに関しては、学校職員服務取扱規程に定めるとおりとする。

付 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。



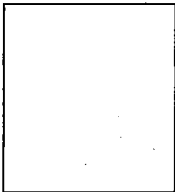

学校職員服務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職員証）</p> <p>第五条 職員は、職務の執行に当たっては、常に職員証（別記様式第一号、別記様式第二号又は別記様式第三号）を所持しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>付 則（令和四年三月●日文教委訓令第二号）</p> <p>この訓令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>別記様式第3号（第5条関係） 別紙</p>	<p>（職員証）</p> <p>第五条 職員は、職務の執行に当たっては、常に職員証（別記様式第一号、別記様式第二号又は別記様式第三号）を所持しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（新設）</p> <p>別記様式第3号（第5条関係）</p>

改正後（案）

別記様式第3号（第5条関係）

（表）

	文京区職員証	
	氏 名	
	職員番号	
	生年月日	年 月 日
	上記の者は、本委員会の職員であることを証明する。	
	年 月 日	
	文京区教育委員会	

（裏）

注 意 事 項	
1	この職員証の記載事項は、訂正しない。訂正したものは、無効とする。
2	この職員証の有効期限は、年 月 日とする。
3	この職員証を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。
4	その他この職員証の取扱いに関しては、学校職員服務取扱規程に定めるとおりとする。

